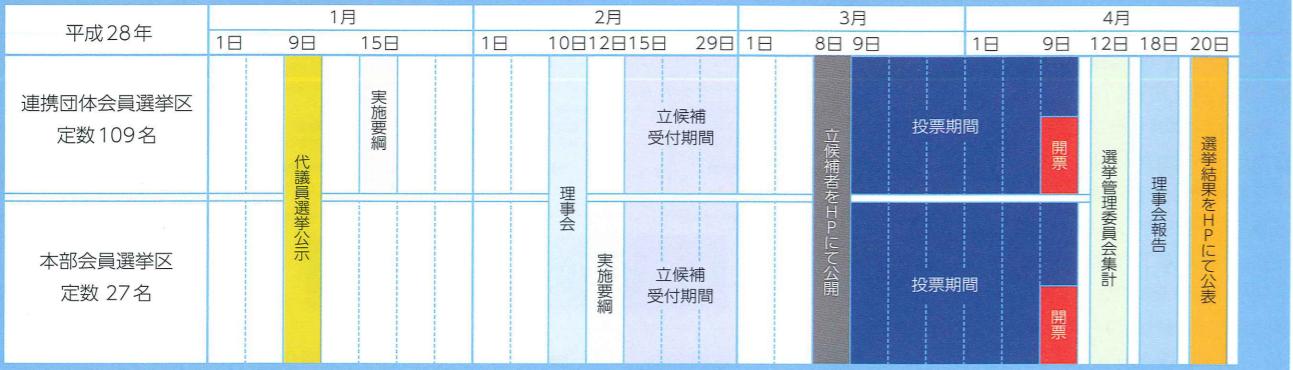


■お知らせ
JBN代議員選挙が行われます

平成27年度の社員総会にて議決されました代議員制導入にあたり、第一回代議員選挙が連携団体会員選挙区および本部会員選挙区の二つの選挙区において、いよいよ行われます。

代議員制への移行は、JBNの主たる構成員である工務店会員の公平性、社団法人としてより高い公益性のある団体への飛躍と変革のタイミングです。すでに昨年末に青木会長よりご案内の通り、選挙管理委員会が設置され三名の委員の方々に委嘱さ



省エネ基準等に対する講習会開催のご案内

JBNではパナソニック(株)ES社と共に3月に工務店向けの講習会を大阪・滋賀・山梨・長野において開催します。当講習会は、外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準・今後の省エネ政策等を中心におこなう方向性などをわかりやすくご説明します。

また、経済産業省のロードマップ&ZEHや来年度に向けて工務店の役に立つ補助事業等についてもご説明します。ぜひこの機会にご参加いただき、受注獲得等の一環としてお役立てください。

全国工務店協会



工務店の今を 知る、伝える、支える情報誌

JBN REPORT

発行：一般社団法人 JBN（全国工務店協会）

〒104-0032
東京都中央区八丁堀 3-4-10 京橋北見ビル東館 6階

TEL: 03-5540-6678
FAX: 03-5540-6679
Mail: jbn@jbn-support.jp

HP: <http://www.jbn-support.jp>

© JBN 禁無断転載

JBN会員専用の火災保険の取り扱いを開始させていただきました。

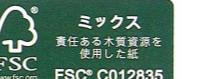
特徴

- 建築中の建物の時点から加入ができます。
- 団体割引なので割安な保険料

詳細については、パンフレットをご覧ください。

問い合わせ先

一般社団法人 JBN 事務局 坂口



この冊子は環境にやさしいFSC®森林認証紙を使用しています。

工務店の今を 知る、伝える、支える情報誌

JBN REPORT

特集：“三世代同居”リフォームに特例措置

2016年2月号 -Vol.14



地域型住宅のリフォーム工事でも補助を加算

祖父母の支えによる子育て環境整備を目指す

政府は「希望出生率1.8」の実現に向けて、住宅関連の施策で“三世代同居”を推進する方針です。来年度税制改正では、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に投資型減税またはローン型減税の特例措置を創設することを税制改正に盛り込みました。また、国土交通省の平成27年度「地域型住宅グリーン化事業」の第2回グループ募集では、「三世代同居対応住宅」としてキッチン・浴室・トイレ又は玄関のうちのいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合に限り、1戸あたり30万円を限度に加算されます。

これらの施策は、30～40歳代の約60%が三世代同居・近居を理想の住まい方と考えているとする調査結果（「家族と地域における子育てに関する意識調査報告書」平成26年、内閣府政府統括官・共生社会政策担当）や、親との居住距離が近い夫婦ほど子どもの出生数が多くなる傾向があるとする分析結果（「第14回出生動向基本調査」平成22年、国立社会保障・人口問題研究所）などのデータを背景にしています。現在、三世代同居世帯は全世帯の5.2%にとどまっており、同居のためのリフォーム工事には250万円程度かかると考えられることから、政府は、工事費用を支援することで子育て環境を整備する考えです。

部分の控除率を2.0%とし、5年間の各年で所得税額から控除されます。

また、平成27年度「地域型住宅グリーン化事業」の第2回グループ募集では、「三世代同居対応住宅」としてキッチン・浴室・トイレ又は玄関のうちのいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合に限り、1戸あたり30万円を限度に加算されます。

三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設（所得税）

「希望出生率1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るために、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

施策の背景

三世代同居に係る政策上の位置付け

少子化社会対策大綱

「世代間の助け合いを図るための三世代同居・近居の促進など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備」

まち・ひと・しごと創生総合戦略

「三世代同居・近居」の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある」

新・三本の矢（一億総活躍国民会議）（第二の矢）「夢をつむぐ子育て支援」

希望出生率1.8がかなう社会の実現 子育て支援・三世代同居・近居の促進

三世代同居に係る現状・課題

○子育て世代である30～40歳代の約20%が三世代同居を理想の住まい方と考えている。

○一方、三世代同居世帯は274万世帯（全世帯の5.2%）にとどまる。

○住宅を三世代同居とする場合にはキッチン、トイレ、浴室又は玄関を増設・改修することが一般的。

○三世代同居世帯とするためには、おおむね250万円のかかり増し費用が必要。

三世代同居対応工事

キッチン・トイレ・浴室・玄関の増設

キッチンの増設 玄関の増設

トイレ・浴室の増設

要望の結果

○三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、以下の特例措置を講じる。
(キッチン・浴室・トイレ又は玄関のうち少なくとも1つを増設、いずれか2つ以上が複数箇所にある場合)

○適用期限：平成31年6月30日まで

1.リフォーム投資型減税（所得税）

- 対象工事に三世代同居対応工事を追加
- 工事費等の10%を所得税額から控除（対象工事限度額250万円）

	限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
パリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円	25万円
三世代同居	250万円	25万円

2.リフォームローン型減税（所得税）

- 2.0%対象工事に三世代同居対応工事を追加
- ローン残高の一定割合を所得税額から控除

控除率	対象工事限度額	最大控除額
2.0%	パリアフリー・省エネ・三世代同居 工事限度額	250万円
1.0%	その他 工事限度額	750万円 (5年間)

建設事業者の女性の就業率、技術者 4.5%、技能者 4.2%

国土交通省は昨年 12 月 22 日、全国の建設事業者約 1600 社を対象にした、女性の就業状況や定着に関する実態調査の結果をまとめ公表しました。全体の就業者に占める女性の割合は 13.0% で、事務系職員は 37.6% と比較的高い傾向でしたが、技術者は 4.5%、技能者は 4.2% と、現場レベルの職種で低い状況が窺えました。

女性活躍関連の調査は国交省としては初めて。調査は昨年 10 月、JBN・全国工務店協会のほか、日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会、全国建設産業団体連合会、住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合の 8 団体を通じて実施されました。

女性社員の継続就業に関する制度の導入状況を見ると、産前・産後休

業制度を設けている企業は 94.5%、育児休業制度も 86.8% が設けており、介護休業制度も 82.3%、子どもの看護休暇制度も 78.7% が導入するなど、各企業とも比較的積極的に取り組んでいるようです。

出産後に育休を取得した女性社員は、技術者が 99.1%、技能者が 90.9%、事務系職員が 98.8% と、ほとんどが取得しています。しかし、復職せずに退職した割合が 3 割を超えており（技術者 33.7%、技能者 36.4%、事務系職員 30.8%）、定着のための取り組みが大きな課題となっています。女性が活躍するための課題としては「体力が必要な工程が多い」「時間外労働をさせにくい」「人員の余裕がない」などの回答が多く、女性の活躍を支援するために効果的だと思う取り組みとしては、労働時間の見直しやハード環境の整備などがあがりました。

女性社員の継続就業に関する制度の導入状況を見ると、産前・産後休

住まいの性能向上 4 割が「補助等があれば前向き」

内閣府が昨年 11 月に公表した「住生活に関する世論調査」によると、断熱性や省エネ性、耐震性など、住まいの性能を向上させることに関して、「行政からの支援（工事費の一部補助や低利融資、税の優遇など）があれば、前向きに考えたい」と答えた人が 40.7% を占めました。「関心はあるが費用のことを考えると難しい」と答えた人も 26.6% の割合です。関心はあるが借家に住んでいるため、自分が思うようにできない」との回答 5.1% を加えると、住まいの性能向上に関心がある人は 7 割を超えます。平成 32 年の省エネ基準義務化や、耐震性能向上のためには、国の積極的な支援策が不可欠であることが浮き彫りになった格好です。

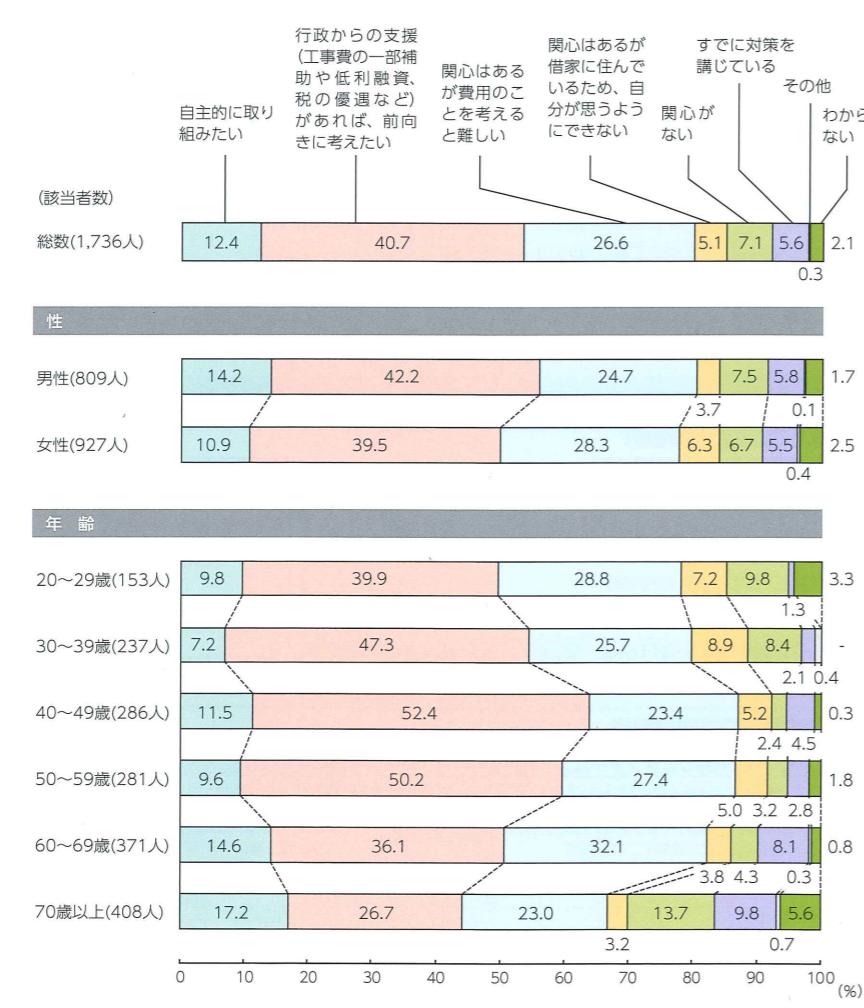
調査は全国の 20 歳以上の日本国籍を有する 3000 人を無作為抽出し、昨年 10 月に実施。有効回収 1736 人（57.9%）。

高品質住宅を形成するための対策

現在、政府では、住宅をより長く使っていくために、質の高い住宅（耐震性や断熱性に優れた住宅や、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー設備のある住宅）の形成を推進しています。あなたは、質の高い住宅を形成するための対策を講ずることについて、どのようにお考えですか。この中からあなたのお考えに最も近いものを 1 つだけお答えください。

- 自主的に取り組みたい 12.4%
- 行政からの支援（工事費の一部補助や低利融資、税の優遇など）があれば、前向きに考えたい 40.7%
- 関心はあるが費用のことを考える 26.6%
- 関心はあるが借家に住んでいるため、自分が思うようにできない 5.1%
- 関心がない 7.1%
- すでに対策を講じている 5.6%

平成 27 年 10 月

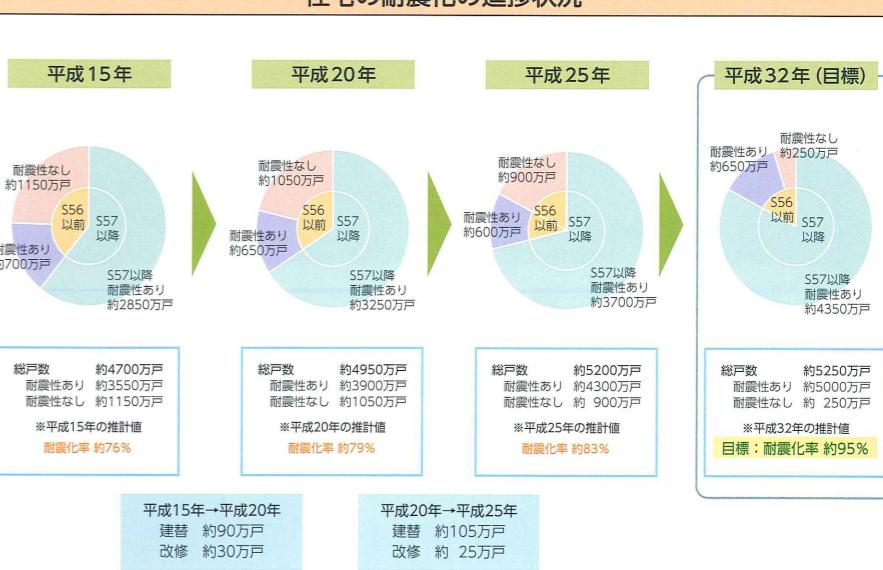


耐震性不十分な住宅を平成 37 年までに概ね解消 「耐震化率 平成 32 年に 95%」から成果目標見直し

国土交通省の社会資本整備審議会住宅分科会が改定を進めている住生活基本計画で、住宅の耐震化率の成果目標が、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を「概ね解消」するとの目標に見直されることになりました。現行の成果目標では、新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率を平成 32 年までに 95% にするとしていましたが、さらに平成 37 年までに 100% にする目標を掲げることで、政府は住宅の耐震性能向上を強力に推進したいと考えます。

政府の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成 26 年 3 月）は、今後 10 年間で、死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割“被害想定から減少させる”という目標を設定。「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成 27 年 3 月）でも、今後 10 年間で死者数・建築物の全壊棟数を“被害想定から半減させ”るという目標を設けており、こうした目標を達成するために建築物の耐震改修を強力に推進するとしています。これらの目標を踏まえ、国交省は本年 3 月公布・施行予定の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部改正案でも、住生活基本計画と同様の数値目標を、従来の目標値に加えて新たに盛り込む予定です。

住宅の耐震化の進捗状況



同一部改正案によると、耐震化率を 95% にするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震性が不十分な住宅の耐震化を少なくとも約 650 万戸進める必要があり（うち耐震改修約 130 万戸）、建て替え促進とともに、「耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要」だとしています。

建設業労働災害 死傷者過去最少に

厚生労働省が 1 月 15 日にまとめた平成 27 年の労働災害発生状況の速報値によると、建設業の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）が 2 年連続減少の 1 万 4259 人（前年比 9.7% 減）となりました。確定値も 1 万 5000 人台後半に止まり、過去最少となる見通しです。

労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた「第 12 次労働災害防止計画」では、建設業を重点業種と定め、計画期間（平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月）内に建設業の死亡災害を平成 24 年比 20% 以上減少させるとの数値目標を設定。建設業界全体での労災防止対策が推進されていることもあり、労働災害は平成 26 年下期以降減少

傾向が続いている。ただし、平成 27 年の死傷者数が 1 万 5000 人台となったとしても、平成 24 年比では約 13% の減少に止まるため、労災防止に向けた一層の取り組みが必要です。

計画では、建設業に関して、事故が最も多い「墜落・転落」に着目した対策を講じるとしています。速報値によると、死傷者事故別人数はこれまでと同様、「墜落・転落」が最も多く 4979 人ですが、前年から 486 人減少しました。「はさまれ・巻き込まれ」「転倒」「飛来・落下」「切れ・こすれ」など、いずれも減少しています。死亡事故も 1 位は「墜落・転落」の 124 人ですが、前年から 22 人減少しています。

業種、事故の型別死傷災害発生状況（平成 27、26 年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・	切れこすれ	踏抜き	おぼれ	との接觸・	接触物との	感電	爆発	破裂	火災	(道路)	交通事故	その他	無理な動作・	その他の	分類不能	合計
全産業	平成 27 年	18,152	23,141	5,076	5,908	2,064	4,714	13,335	7,742	239	29	2,470	448	96	53	51	74	7,100	94	12,474	1,126	225	104,611
	平成 26 年	18,578	23,729	5,107	6,240	2,112	4,726	13,932	7,951	242	40	2,569	407	110	85	46	80	7,214	87	12,182	987	250	106,674
	対前年増減	-426	-588	-31	-332	-48	-12	-597	-209	-3	-11	-99	-41	-14	-32	5	-6	-114	7	292	139	-25	-2,063
建設業	平成 27 年	4,979	1,426	630	1,401	443	774	1,603	1,283	99	6	200	64	41	6	5	16	529	2	674	67	11	14,259
	平成 26 年	5,465	1,602	690	1,515	528	789	1,785	1,459	118	7	221	64	55	9	7	20	597	11	762	66	12	15,792
	対前年増減	-486	-176	-60	-114	-85	-15	-182	-176	-19	-11	-21	0	-14	-3	-4	-68	-9	-88	1	-1	-1	-1,533

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成 27、26 年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・	切れこすれ	踏抜き	おぼれ	との接觸・	接触物との	感電	爆発	破裂	火災	(道路)	交通事故	その他	無理な動作・	その他の	分類不能	合計	
全産業	平成 27 年	234	32	4	51	64	62	125	2	0	23	37	21	11	4	1	10	176	3	0	16	9	885	
	平成 26 年	247	16	5	51	55	89	149	4	2	35	16	17	12	4	9	217	4	0	21	1	969		
	対前年増減	-13	16	-1	0	9	-27	-24	-2	-2	-12	21	4	-4	-8	-3	1	-41	-1	0	-5	8	-84	
建設業	平成 27 年	124	10	0	24	19	27	33	2	0	4	14	5	8	1	0	6	26	0	0	3	4	310	
	平成 26 年	146	8	3	18	28	23	36	3	1	15	6	6	9	2	0	5	43	1	0	6	0	359	
	対前年増減	-22	2	-3	6	-9	4	-3	-1	-1	-11	8	-1	-1	-1	-1	0	1	-17	-1	0	-3	4	-49